

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、その翌日)

## 規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十八号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「道とする」を「道及び別表第一に掲げる道とする」に改める。  
第十三条中「別表」を「別表第二」に改める。  
別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

#### 別表第一(第十条関係)

- 一 岩美町道のうち、田後地区二十二号線(岩美町大字田後字上屋敷三百五十番地先から終点までに限る。)、田後地区二十五号線(岩美町大字田後字下屋敷三百八十七番地先から終点までに限る。)、田後地区二十七号線(田後地区三十号線まで、田後地区三十二号線及び田後地区三十六号線から田後地区三十号線まで、田後地区三十二号線及び田後地区三十六号線(起点から岩美町大字田後字下屋敷四百二十六番地先までに限る。))

### 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定  
被爆者一般疾病医療機関の辞退  
計量器の定期検査の実施  
国土調査の実施  
定期種牡畜検査の実施  
入会林野整備計画の適否の決定  
入会林野整備計画の認可  
土地改良区の役員の就退任  
土地改良法による換地計画の決定  
土地改良事業の認可  
都市計画法第六十六条による告示  
砂利採取法による聴聞
- ◇ 選 管 告 示 昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### 鳥取県告示第五百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年七月一日	生 協 薬 局	鳥取市末広温泉町二二一番地

#### 鳥取県告示第五百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭

和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年六月三十日	生 協 薬 局	鳥取市末広温泉町二二五番地

#### 鳥取県告示第五百八十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器	実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
	九月 五日	午前十時から 午後三時まで	米子市	福原中学校
	九月 六日	〃	〃	米子市住吉公民館
	九月 七日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	〃	米子市義方公民館
	九月 八日	〃	〃	就将小学校

九月 九日 " " 米子市明道公民館  
 九月十二日 " " 啓成小学校  
 九月十三日 午前十時から 正午まで 鳥取大学医学部  
 " 午後一時から 午後二時三十分まで 国立米子病院  
 九月二十日 午前十時から 午後三時まで 米子市明道公民館

鳥取県告示第五百九十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第二号の国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 国土調査として指定された年月日

昭和五十二年七月七日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「根雨」及び「湯本」に係る鳥

取県の区域

四 調査期間

昭和五十二年八月三日から昭和五十三年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図(縮尺五万分の一)及び簿冊

- 地形分類図
- 表層地質図
- 土じょう図
- 傾斜区分図
- 水系図・谷密度図
- 開発規制図
- 土地利用現況図

鳥取県告示第五百九十一号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、やぎの定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十二年八月二十二日	十時から	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十二年八月二十三日	"	倉吉市大塚、中部家畜市場
昭和五十二年八月二十四日	"	米子市吉岡 西部家畜市場

鳥取県告示第五百九十二号

東伯郡三朝町大字東小鹿七二三番地東小鹿入会林野整備組合長村岡薫から申請のあつた東小鹿大谷平地区入会林野整備計画については、昭和五十二年七月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

東小鹿大谷平地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十三号

岩美郡岩美町大字本庄四八四番地の七本庄入会林野整備組合長池口久男から申請のあつた本庄入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）

第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

久米土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 朝 倉 康 信 倉吉市岡三〇八番地

昭和五十二年三月三十一日一身上の都合により退任

久米土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 門 脇 馨 倉吉市岡一七六番地

昭和五十二年六月七日開催の総代会において補欠選挙の結果当選し、同日就任 任期昭和五十三年三月十八日まで

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山本 博 西伯郡淀江町大字小波六二八

昭和五十二年五月六日死亡により退任

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 本 莊 英 博 東伯郡東郷町大字野方六六番地

昭和五十二年六月二十三日一身上の都合により退任

大口堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 浦田 音 蔵 鳥取市東馬場一九九

昭和五十一年五月三日死亡により退任

大口堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山根 頼 男 鳥取市数津一九八一

岡村 重 治 富安五八三

下田 喜久治 宮長九五

谷 沢 利喜造 中大路七三

村山 寅 治 雲山一〇七一

福田 克 治 馬場二六一

間屋口 市 雄 下国安五〇二

添原 久 栄 大覚寺三九

高見 義 親 蔵田二四五

藤井 哲三郎 土居叶一〇三

霜田 文五郎 的場七一

田中 友 一 西大路一三二

監事 市村 光 義 雲山一九九

安木 繁 雄 吉成四八七

岸本 秀 太郎 美和一二八

任期満了により退任

大口堰土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 岡本 善 徳 鳥取市八坂二〇五

谷 沢 利喜造 中大路七二

下田 喜久治 宮長九五

浅田 峰 雄 上国安六七

有本 健太郎 富安二丁目六八

田中 友 一 西大路一三二

小島 春 吉 下円通寺七四五

西村 兼 男 下国安八〇一

添原 久 栄 大覚寺三九

有松 勇 叶三七八

奥村 幸 雄 西馬場三五二

安木 繁 雄 吉成四八七

霜田 文五郎 的場七一  
 村山 寅治 雲山一〇七一  
 監事 岸本 秀太郎 美和一二八  
 " 米沢 寿男 雲山一〇一一  
 " 西尾 秋夫 敦津一六四  
 " 竹内 重正 東馬場一七八  
 昭和五十二年三月三十日開催の通常総代会において、総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第一工区農宮ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十二年八月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十六号

東伯郡泊村大字園五九一の一番地泊村農業協同組合から申請のあつた土地改良（泊村西地区農用地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画道路事業 三―三―八民航ターミナル線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

境港市佐斐神町字城の内並びに小篠津町字川本、字川本の一及び字角

釜地内

鳥取県告示第五百九十八号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号)第十三条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 聴聞会の期日及び場所

昭和五十二年八月十日 午後一時から

鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎第五会議室

二 聴聞当事者及び事案の内容

聴聞当事者	住所氏名	事案の内容
		昭和五十二年四月東伯郡北条町大字

倉吉市巖城二

九一の三

中部砂利生産協同組合

代表者 馬野 勇

松神字灘際地内における砂利採取に係る砂利採取法第十二条の規定による処分

鳥取市湖山町

北一丁目五七

有限会社豊健産業

代表者 邨上健一

昭和五十二年七月東伯郡北条町大字松神字灘際地内における砂利採取に係る砂利採取法第十二条の規定による処分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十二年八月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和52年7月10日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 11,045,600円

3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者	土谷 栄一	所属党派	自由民主党	期間	6月17日から 7月9日まで 第1回分
候補者 氏名	渡辺 寛太夫	所属党派	自由民主党	期間	6月17日から 7月23日まで 第1回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 398,500
川西 基次 (農業) 40,000	家屋費 91,500
日本共産党鳥取県委員会 2,082,890	選挙事務所費 60,000
川西富士太郎 40,000	集合会場費 31,500
岸野菊江 40,000	通信費 102,080
	交通費 1,100
	印刷費 1,431,800
	広告費 231,330
	文具費 1,275
	食糧費 62,865
	宿泊費 25,100
	雑費 11,990
その他の寄附 85件 194,650	
その他の収入 -	
今回計 2,357,540	今回計 2,357,540
前回計 -	前回計 -
総計 2,357,540	総計 2,357,540

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 2,158,000
自由民主党 5,000,000	家屋費 249,180
全国自治協会 300,000	選挙事務所費 155,000
米子宇都コソク工業 300,000	集合会場費 94,180
鳥取県日産販売 300,000	通信費 67,000
小売業 300,000	交通費 758,340
永瀬石油 300,000	印刷費 1,718,000
大和会政経研究所 200,000	広告費 512,967
全国小売酒販売組合政治連盟 200,000	文具費 207,213
八芳園 100,000	食糧費 433,080
米子貨物自動車運送事業協同組合 100,000	宿泊費 105,000
サービスマ 100,000	雑費 324,180
その他の寄附 -	
その他の収入 1,200,000	
今回計 8,000,000	今回計 6,532,960
前回計 -	前回計 -
総計 8,000,000	総計 6,532,960

報告書受理年月日 昭和52年7月25日 第1回報告分

報告書受理年月日 昭和52年7月22日 第1回報告分



候補者 氏名 出納責任者 氏名	広田 幸一 広 田 尚 義	所属党派	日本社会党	期間	6月1日から 7月25日まで 第1回分
--------------------------	------------------	------	-------	----	---------------------------

収入		支出	
主たる寄附		円	
(氏名、団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	657,000
日本社会党鳥取県本部	政 党 3,000,000	家屋費	517,600
広田幸一後援会	政治団体 1,000,000	選挙事務所費	514,600
部落解放同盟	団 体 156,000	集会会場費	3,000
全電通労組鳥取県支部	” 115,000	通信費	87,500
		交通費	219,530
		印刷費	1,750,000
		広告費	481,363
		文具費	81,253
		食糧費	295,760
		宿泊費	106,720
		雑 費	176,135
その他の寄附	—		
その他の収入	1件 1,000,000		
今回計	5,271,000	今回計	4,372,861
前回計	—	前回計	—
総 計	5,271,000	総 計	4,372,861

報告書受理年月日 昭和52年7月25日 第1回報告分